

島根県報

号外第一〇一號

平成十四年九月二十七日
(金曜日)

島根県規則第九十一號

島根県知事 澄田信義

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則の一
部を改正する規則

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則(平成十
四年島根県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(第一種フロン類回収業者等の廃業等の届出)」に改め、同条に次
の二項を加える。

2 法第二十八条において準用する法第十五条第一項に規定する届出については、様式第
一号により行うものとする。

3 法第三十三条第一項において準用する法第十五条第一項に規定する届出については、
様式第三号により行うものとする。

第三条中「様式第一号」を「様式第四号」に改める。

様式第二号を様式第四号とし、様式第一号の次に次の二様式を加える。

公布された条例等のあらまし

◇特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則の一
部を改正する規則(規則第九一号)

規則の概要

第二種特定製品引取業廃業等届出書及び第二種フロン類回収業廃業等届出書の
様式を定めることとした。(第二条関係)

二 施行期日

平成十四年十月一日から施行することとした。

規則

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則の一部を
改正する規則をここに公布する。

平成十四年九月二十七日

様式第2号(第2条関係)

第二種特定製品引取業廃業等届出書

年月日

島根県知事 様

住 所

届出者

氏 名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第28条において準用する同法第15条第1項の規定により、次のとおり第二種特定製品引取業の廃業等を届け出ます。

氏名又は名称 (法人にあっては、 代表者の氏名)	
住 所	
登録年月日	
登録番号	
廃業等の年月日	
廃業等の理由	1 死亡 2 合併 3 破産 4 合併及び破産以外の理由による解散 5 第二種特定製品引取業の廃止
届出者と第二種特定製品引取業者であった者との関係	1 相続人 2 代表役員であった者 3 破産管財人 4 清算人 5 本人

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 「廃業等の理由」欄及び「届出者と第二種特定製品引取業者であった者との関係」欄は、該当する番号に○印を付けること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず法律第28条において準用する同法第15条第1項の規定による届出者本人が自署するものとする。

様式第3号(第2条関係)

第二種フロン類回収業廃業等届出書

年　月　日

島根県知事　　様

住 所

届出者

氏 名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第33条第1項において準用する同法第15条第1項の規定により、次のとおり第二種フロン類回収業の廃業等を届け出ます。

氏名又は名称 (法人にあっては、 代表者の氏名)	
住 所	
登録年月日	
登録番号	
廃業等の年月日	
廃業等の理由	1 死亡 2 合併 3 破産 4 合併及び破産以外の理由による解散 5 第二種フロン類回収業の廃止
届出者と第二種フロン類回収業者であった者との関係	1 相続人 2 代表役員であった者 3 破産管財人 4 清算人 5 本人

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 「廃業等の理由」欄及び「届出者と第二種フロン類回収業者であった者との関係」欄は、該当する番号に○印を付けること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず法律第33条第1項において準用する同法第15条第1項の規定による届出者本人が自署するものとする。

平成14年9月27日

島根県報

号外第101号 (4)

平成十四年九月二十七日印刷

発行者

島

根

県

印發行所
松江市殿町
市学園南町
松島陽根印刷所
所長

定価一箇月
金一千四百二十円
(送料共)

この規則は、平成十四年十月一日から施行する。

附則

毎週火・金曜日発行